平成２４年（フ）第１５号
栃木県鹿沼市茂呂211―１　スターハイツⅡ205号中澤方、住民票上の住所栃木県鹿沼市幸町１丁目４番12号
債務者　鈴木　智美
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５６号
栃木県さくら市氏家1917―17　レオネクストＵＥＮＯ201号室、住民票上の住所栃木県那須塩原市沓掛619番地１
債務者　室井恵理子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第９８号
栃木県鹿沼市上野町375番地１
債務者　小林　敬子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０７号
栃木県日光市森友1127番地111　ハイツ田仲103号、前住所栃木県日光市石屋町４番地30カーサⅡ103号
債務者　細谷　初枝
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
岡山市北区奥田１丁目７番10―105号
債務者　坂本　千代
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７２号
横浜市旭区万騎が原110番地４　メゾンクレール201号
債務者　古屋　昌美
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０３号
横浜市鶴見区元宮１丁目９番26号　ジョイフルオークラＮｏ．32―101
債務者　ムラタ　ロドラ　デ　グーズマン
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８２号
東京都立川市西砂町４丁目２番地の17ウエストサイドⅡ206号
債務者　大久保麻衣（旧姓小泉）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２２号
静岡県富士宮市小泉2153番地の13、前住所静岡県富士市岩本81番地の１
債務者　望月　鉄夫
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１６７号
東京都府中市西原町４丁目１番地の19森谷荘103小坂方
債務者　田中　新一
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８号
長崎県平戸市田平町下寺免961番地12
債務者　松永　健太
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
静岡市駿河区池田2285番地の１　第２聖マンション103号、旧住所静岡市駿河区池田604番地の２　ビバレイ・ユイ205号室
債務者　柏谷鷹男こと　鄭　　龍洙
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１６号
沖縄県沖縄市照屋１丁目８番２号　嘉手川方
債務者　仲村　欣也
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部